

広島市立安佐市民病院医事業務公募型プロポーザル手続開始の公示

平成30年12月10日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構理事長 影本 正之

1 業務の概要

- (1) 業務名
広島市立安佐市民病院医事業務
- (2) 内容
「広島市立安佐市民病院医事業務基本仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結の日から平成33年3月31日まで。
※ 契約締結の日から平成31年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受託者の負担とする。
- (4) 履行期間
平成31年4月1日から平成33年3月31日まで。
- (5) 履行場所
広島市安佐北区可部南二丁目1番1号
地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立安佐市民病院（以下、「広島市立安佐市民病院」という。）
- (6) 受託候補者の選定方法
公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。
公募型プロポーザル手続き等の詳細については、「広島市立安佐市民病院医事業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「プロポーザル実施要領」という。）による。

2 参加資格者

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 広島市の競争入札参加資格の「平成29・30・31年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供」の登録項目「30-15 その他」に登録されている者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所等を有する者であること。
- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 公示日から受託候補者の選定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (6) 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。）、暴力団経営支配法人等（同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）又は暴力団関係者（同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。）である者に該当しないこと。

3 プロポーザル実施要領等の配布方法

プロポーザル実施要領等は、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページの「新着情報」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配付する。

(1) 配付期間

公示日から平成30年12月27日（木）までの毎日（ただし平成30年12月24日、土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配付場所

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号

広島市立安佐市民病院事務室医事課（以下「医事課」という。）

TEL 082-815-5211（内線2240）

FAX 082-815-3557

電子メール iji@asa-hosp.city.hiroshima.jp

4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から平成30年12月27日（木）までの毎日（ただし平成30年12月24日、土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

医事課（上記3の(2)に同じ。）

(3) 提出方法

参加表明書等を前記(2)へ持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。

5 質問の受付及び回答

(1) プロポーザル実施要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から平成30年12月20日（木）までの毎日（ただし土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所

医事課（上記3の(2)に同じ。）

ウ 受付方法

上記3の(2)に記載の電子メールアドレスに、メールの添付ファイルとして質問書を送信すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するほか、病院機構のホームページへ掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期間

参加表明書等を医事課に提出した日から平成31年1月17日（木）までの毎日（ただし平成30年12月29日から平成31年1月3日まで、平成31年1月14日、土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

医事課（上記3の(2)に同じ。）

(3) 提出方法

企画提案書及び添付書類を前記(2)へ持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。

7 企画提案に対する審査

プロポーザル実施要領のとおり。

8 受託候補者の選定

プロポーザル実施要領のとおり。

9 契約の締結

受託候補者は、広島市立安佐市民病院医事業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は次点者を交渉権者とする。